

二円の者が二月四十銭と算へ二月一奉の者が二円二十一銭となる称に下の者が上の者と

云ふ不公平の無き称夫れはこちうで考へてする事としてよろ——いか。

近藤氏 小林氏 松若氏 よろしい。

西牧氏 之は新し出たものとて話すが二の意見は如何か。

小林氏 嘩として解雇があると言ふ事であるから不安の爲め半減が実行した。

西牧氏 現工場長の第一回の時と同じく異常と言ふ意か。

小林氏 其通りです。

西牧氏 三本普通の事、四項の意味は何が。

小林氏 四は仕事が忙いとか、雨が降るとか、命休であるとか言ふ場合の要求です。

近藤氏 會社が運動會とする場合はどうありますか。

小林氏 其場合の臨機應變どうう。

西牧氏 其時も要求する意か。

小林氏 此場合も要求して多い。然し工場の命令工事等ある場合は別です。

西牧氏 或る場合を除いて當番を出さずやる場合がある。是れ臨機應變を宣教する。

近藤氏 之は要求が容れ難いので考ふる場合會社が故意に運動會を三日すると

何時か何時かと時は違ふ。

西牧氏 夫れは誠意を以て念を押す丈けであるから常識を以て見れば判らではないか。

近藤氏 常識を以て判断すると言ふが假りに招魂祭が三日市上り御成祭視を取つ

方で三日するとか眼前に迫るゝものもある。こんな場合の取扱いは差支がい。

小林氏 會社が故意不眞が奉祝するからと言つて休業をしないだらうか。

西牧氏 そんなら事無し。

會社の都合で公休日と振替へる場合はどうか。

代表者 差支へはない。

西牧氏 それで判った。次に臨時休業の場合だ。朝一時間やつても二時間やつても異常と

言ふのか。此條項は不備だ。午後三時で臨時休業をやつた時はどうか。其場合が
無いでいたら、さすがに却つて諸君不利の場合があるから注意造に言ふので